

●香川県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支等に関する報告書について、米沢としのぶ後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年香川県選挙管理委員会告示第107号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成26年10月31日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線（太線）で示すように訂正する。

訂正後			訂正前		
平成 24 年 分			平成 24 年 分		
略			略		
◎ 米沢としのぶ後援会			◎ 米沢としのぶ後援会		
報告年月日	平成25年 5 月 20 日		報告年月日	平成25年 5 月 20 日	
1 収入総額		940円	1 収入総額		0円
<u>本年收入額</u>		940円			
2 支出総額		940円	2 支出総額		0円
3 <u>本年收入の内訳</u>					
<u>寄附</u>		940円			
<u>個人分</u>		940円			
合 計		940円			
4 <u>支出の内訳</u>					
<u>政治活動費</u>		940円			
<u>機関紙誌の発行その他の事業費</u>		940円			
<u>宣伝事業費</u>		940円			
合 計		940円			
5 <u>寄附の内訳</u>					
<u>(寄附者)</u>	<u>(金額)</u>	<u>(住所・所在地)</u>			

(個人分)

年間5万円以下のもの

940円

略

略